

現行	見直し後 (案)
<p>下記の鑑別除外診断の疾患を除く特発性のもので、1、2を満たすもののうち、疾患特異的な治療（副腎皮質ステロイド、免疫抑制剤など）を要するもの。</p> <p>1 末梢血好酸球数 1,500/μl 以上が6か月間以上持続していること</p> <p>2 下記の2か所以上臓器病変が存在する、又は病理組織所見で好酸球浸潤による1か所以上の臓器障害が認められたもの 心臓障害（心内膜炎、心筋障害、心不全）、呼吸器障害（胸膜炎、肺浸潤）、関節病変（3か所以上の関節炎が6週間以上持続）、皮膚症状（皮膚潰瘍、指尖出血血栓）、中枢神経障害、消化器障害（腹痛、下痢、下血）、腎障害（血尿、蛋白尿 1.0g/日以上、血清クレアチニン高値）</p> <p><鑑別除外診断></p> <p>① アレルギー性疾患：気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、薬物アレルギー、急性アレルギー性じんま疹</p> <p>② 感染症：寄生虫、原虫、細菌、真菌、クラミジア</p> <p>③ 皮膚疾患：湿疹、天疱瘡、類天疱瘡、好酸球増加性回帰性血管浮腫、乾癬、Sezary 症候群</p> <p>④ 膠原病等：結節性動脈周囲炎、ウェゲナー肉芽腫症、好酸球性筋膜炎、アレルギー性肉芽腫性血管炎 (Churg-Strauss 症候群)</p> <p>⑤ 悪性腫瘍：Hodgkin 病、悪性リンパ腫</p> <p>⑥ 血液疾患：急性リンパ性白血病、慢性骨髄性白血病、好酸球性白血病、木村病、周期性好酸球増加症</p>	<p>(診断基準)</p> <p>以下の1から3までを全てを満たすもののうち、疾患特異的な治療（副腎皮質ステロイド、免疫抑制剤など）を要するもの。 なお、新規申請時のみ、病理報告書のコピーの添付を要する。</p> <p>1 末梢血好酸球数 1,500/μl 以上が6か月間以上持続していること。</p> <p>2 以下の2か所以上臓器病変が存在する、又は病理組織所見で好酸球浸潤による1か所以上の臓器障害が認められたもの。 心臓障害（心内膜炎、心筋障害、心不全）、呼吸器障害（胸膜炎、肺浸潤）、関節病変（3か所以上の関節炎が6週間以上持続）、皮膚症状（皮膚潰瘍、指尖出血血栓）、中枢神経障害、消化器障害（腹痛、下痢、下血）、腎障害（血尿、蛋白尿 1.0g/日以上、血清クレアチニン高値）</p> <p>3 以下の鑑別診断が除外できるもの</p> <p>① アレルギー性疾患：気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、薬物アレルギー、急性アレルギー性じんま疹</p> <p>② 感染症：寄生虫、原虫、細菌、真菌、クラミジア</p> <p>③ 皮膚疾患：湿疹、天疱瘡、類天疱瘡、好酸球増加性回帰性血管浮腫、乾癬、Sezary 症候群</p> <p>④ 膠原病等：結節性動脈周囲炎、ウェゲナー肉芽腫症、好酸球性筋膜炎、アレルギー性肉芽腫性血管炎 (Churg-Strauss 症候群)</p> <p>⑤ 悪性腫瘍：悪性リンパ腫</p> <p>⑥ 血液疾患：急性リンパ性白血病、慢性骨髄性白血病、好酸球性消化管疾患、木村病、周期性好酸球増加症</p> <p>(重症度分類等)</p> <p>疾患特異的な治療（副腎皮質ステロイド、免疫抑制剤など）を要するものを重症例として対象とする。</p> <p>※ 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、認定基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない（ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る。）。</p> <p>※ 治療開始後における重症度分類については、認定基準上に特段の規定がない場合には、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近6か月間で最も悪い状態を記載する。</p>